

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、有価証券仲介業務（金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第4項第1号ないし第3号に規定する有価証券等仲介業務をいう。）を行う協会員（以下「対象協会員」という。）が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告等の表示

有価証券関連特定金融サービス契約（金サ法第31条第2項に規定する特定金融サービス契約のうち、同法第11条第4項第1号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第2号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第3号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約をいう。）の内容について、金サ法第31条第2項において準用する金融商品取引法（以下「準用金商法」という。）第37条に規定する広告及び金融サービス仲介業に関する内閣府令第82条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

(2) 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第1項に規定するものをいう。

(基本原則)

第3条 対象協会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 対象協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 対象協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

(1) 取引の信義則に反するもの

(2) 対象協会員としての品位を損なうもの

(3) 金サ法その他の法令等に違反する表示のあるもの

(4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの

(5) 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの

(6) 対象協会員間の公正な競争を妨げるもの

(7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

(8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

2 対象協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 対象協会員は、第1項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(対象協会員の内部審査等)

第5条 対象協会員は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第4条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（準用金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示

(2) 対象協会員が行う有価証券関連特定金融サービス契約に係る広告等の表示で、委託元金融商品取引業者等（当該対象協会員に対して当該有価証券関連特定金融サービス契約の締結の媒介又は勧誘の委託を行った金サ法第11条第4項1号イ又はロに掲げる金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。）の広告審査担当者による適切な審査が行われたもの

2 対象協会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。

(1) 内部管理統括責任者

(2) 日本証券業協会が定める「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）による会員内部管理責任者資格試験の合格者

(3) その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者

（社内管理体制の整備）

第6条 対象協会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させなければならない。

（違反に対する調査）

第7条 本協会は、対象協会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が第3条又は第4条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該対象協会員に資料の提出を求め、事情を聴取しなければならない。

2 対象協会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

（アナリスト・レポートの取扱い）

第8条 本規則の規定に関わらず、アナリスト・レポート（多数の投資家に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう。）に係る取扱いについては、アナリスト・レポート規則に定めるところによるものとする。

付 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。